

平成 30 年度 第 1 回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：平成 30 年 7 月 3 日（火）

午後 1 時 30 分から

会場：関内駅前第二ビル保健所会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料 1)

4 事務局からの報告

- (1) 平成 29 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について (資料 2)
- (2) 協議会委員の任期満了について (資料 3)
- (3) 平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画について (資料 4)

5 閉会

【 配付資料 】

- ・横浜市動物適正飼育推進員の研修計画(案)について (資料 1)
- ・平成 29 年度横浜市動物愛護管理業務実施結果 (資料 2)
- ・第 4 期 協議会委員の任期満了について (資料 3)
- ・平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画について (資料 4)

横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

平成 29 年度第 3 回協議会において、横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の平成 30 年度の研修計画について、協議していただき、年間 4 回の研修会の実施を提案していただいたところです。それを踏まえて下記のとおり研修計画（案）を作成しましたので、お諮りいたします。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 67 名

2 平成 30 年度の推進員研修計画（案）について

(1) 第 1 回研修会

ア 日時：平成 30 年 8 月 11 日（土）

イ 場所：横浜市社会福祉センター

ウ 内容：人とペットの災害対策について

エ 講師：平井 潤子 氏（特定非営利活動法人アナイス 代表）

(2) 第 2 回研修会

ア 日時：平成 30 年 10 月

イ 場所：未定

ウ 内容：動物由来感染症や犬猫の感染症について

エ 講師：未定

(3) 第 3 回研修会

ア 日時：平成 30 年 12 月 6 日（木）（予定）

イ 場所：動物愛護センター

ウ 内容：犬、猫担当別の情報交換会、活動状況報告会

(4) 第 4 回研修会

ア 日時：平成 31 年 2 月

イ 場所：未定

ウ 内容：保護した子猫の飼養管理や譲渡に向けた犬猫の馴致方法について

エ 講師：未定

平成 29 年度

横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業
- 2 猫の不妊去勢手術費用の補助
- 3 災害時のペット対策
- 4 犬猫のマイクロチップ装着費用の補助
- 5 収容動物の譲渡事業
- 6 飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業
- 7 狂犬病の予防
- 8 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制
- 9 動物取扱業の登録及び監視指導
- 10 特定動物の飼養保管許可
- 11 市民利用施設としての動物愛護センター

* 本資料における平成 29 年度の数値については速報値です。

1 動物の愛護・適正飼育普及啓発事業



人と動物とが快適に暮らせる街づくりを目指して、飼い主や市民の皆さまに動物の愛護や適正飼育等を知っていただき、動物の飼育に関するマナーの向上や犬による咬傷事故の防止等を推進しました。

- (1) **愛犬の正しいしつけ相談室** 訓練士による飼い主との個別相談
【 4月～3月 9回 57人 】
- (2) **犬、猫について学ぼう** 小学生を対象とした動物の適正飼育について学ぶイベント
【 8月17日 85人 、8月18日 52人 】
- (3) **お手入れ教室** 家庭で行う犬のお手入れについての教室
【 5月～1月 3回 16人 】
- (4) **わんにゃん教室** 未就学児や小学校低学年対象の動物愛護や咬傷事故の防止等の教室
【 7月～10月 5回 204人 】
- (5) **わんにゃんファミリー
コンサート** 主に保育園児、幼稚園児等を対象とした動物愛護イベント
【 6月23日 426人 】
- (6) **高齢動物セミナー** 老化のサインやシニア期のケア等についての講習、ケア用品
【 7月～3月 3回 113人 】
- (7) **動物愛護フェスタ** 動物愛護週間(毎年9月20日～26日)に合わせて行う動物愛護イベント
【 9月23日 11000人 】

◎ 動物に関する相談などについて

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

(1) 犬の苦情等件数の推移

		H27年度	H28年度	H29年度
苦情等内容件数		2,792件	2,488件	2,005件
内訳	野犬等保護	157件	141件	120件
	放し飼い	124件	76件	101件
	ふん尿	1,435件	1,410件	1,202件
	鳴き声	281件	221件	232件
	身体・器物の被害	110件	103件	110件
	不適切な取扱い・虐待	48件	73件	67件
	登録・注射に関すること	372件	305件	78件
	その他	265件	159件	95件

(2) 猫の苦情等件数の推移

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
苦情等内容件数		3,651 件	3,190 件	2,260 件
内訳	ふん尿	1,058 件	857 件	733 件
	臭気・毛	74 件	72 件	56 件
	鳴き声	81 件	66 件	37 件
	身体・器物の被害	90 件	71 件	85 件
	不適切な取扱い・虐待	73 件	76 件	65 件
	収容に関する相談	967 件	997 件	721 件
	その他	1,308 件	1,051 件	563 件

2 猫の不妊去勢手術費用の補助



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

平成 29 年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき 5,000 円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
飼い主のいない猫	3,532	3,287	4,098
飼い猫にする猫	1,101	1,337	-
飼い猫	2,980	3,192	-
総数	7,613	7,816	4,098

※ 平成 29 年より補助の対象から飼い猫及び飼い猫にする猫を除外し、飼い主のいない猫のみとした。

3 災害時のペット対策



平成22年度に策定した「災害時のペット対策」を市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの防災関連展示等実施状況

平成27年度：15区（鶴見、神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷）、動物愛護センター

平成28年度：15区（鶴見、神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都築、戸塚、栄、泉、瀬谷）

平成29年度：17区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、泉、栄、瀬谷）

(2) ペットの同行避難訓練実施状況

平成27年度：9区18拠点、延参加人数 3,311人、延参加動物数65頭
（神奈川、港南、旭、金沢、港北、緑、青葉、都筑、栄）

平成28年度：11区19拠点、延参加人数 4,533人、延参加動物数142頭
（鶴見、神奈川、港南、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、瀬谷）

平成29年度：13区24拠点、延参加人数 5,951人、延参加動物数124頭
（鶴見、神奈川、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、泉、瀬谷）

4 犬猫のマイクロチップ装着費用の補助



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

平成 29 年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：500 頭を対象に一頭につき 1,500 円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
犬	147	140	100
猫	244	222	301
計	391	362	401

5 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度までの譲渡実績

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会
犬	110	16	93	1	76	3	72	1	101	6	92	3
猫	519	107	192	220	521	90	190	241	483	74	183	226
その他	9	4	4	1	4	2	1	1	2	1	0	1

* 譲渡団体登録数 41 団体（平成 30 年 3 月末）

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

（ 犬： 個別講習 3 組 4 人
猫： 個別講習 75 組 160 人 ）

6 飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動モデル事業を平成25年6月より実施しました。

◎ 登録状況等（平成30年3月末）

【 3区4地域（鶴見区、神奈川区、港北区） 、手術実施頭数 24頭 （H29年度は1頭実施） 】

7 狂犬病の予防



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録数	180,033	178,302	177,016
注射済票交付数	136,667	133,583	133,472
接種率	75.9%	74.9%	75.4%

8 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制



市民ボランティアについては、現在、「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、譲渡対象の犬や猫の飼育管理のお手伝い等をしていただいています。

市民ボランティア登録数 59人（平成30年3月末）

◎ 活動実績

啓発ボランティア（お悩み相談、セミナー補助等）：12回 のべ24名

哺育ボランティア：47回 122頭

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各区福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養		
平成 27 年度	1,239	400	910	41	185	41	3	1,580	336
平成 28 年度	1,261	389	939	45	195	51	6	1,625	654
平成 29 年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596

10 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。

平成 29 年度にはアフリカニシキヘビ、ナイルワニなど新たに 59 件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について(平成 30 年3月 31 日現在)

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		タカ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	103 (0)*	8	66 (7)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	8 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**		頭数	
施設数等	3	6 (1)	8	15 (5)	8	36 (8)	5	18 (2)	24		263 (23)	

* 頭数の () は、愛がん目的の飼養頭数になります。その他の目的には、販売、展示、試験研究等があります。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 市民利用施設としての動物愛護センター



動物愛護センターには研修室、飼育体験実習室、芝生のふれあい広場があり、市民利用施設としてサークル活動、地域町内会活動などに広く利用できます。

平成29年度は 3,352人 が市民利用施設として利用しました。なお、見学者、事業参加者を含めると 6,664人 が動物愛護センターを訪れました。

主な利用者：市民グループ（ドッグダンス、ノーズワーク等）、市関係団体（横浜市職員研修 等）

◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収容頭数	総数	407	336	324	271	294
	飼い主不明犬	314	257	230	223	182
	飼えなくなった犬	85	74	87	44	107
	傷病犬	8	5	7	4	5
返還数		204	176	172	165	138
譲渡数		101	125	110	76	101
致死処分数		110	42	40	36	29
自然死		5	3	2	0	4
死体搬入		0	2	3	3	0

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収容頭数	総数	1,424	1,319 (992)	1,372 (960)	1,306 (937)	1,179 (772)
	飼い主不明猫	863	782	797	710	588
	飼えなくなった猫	120	100	87	96	185
	傷病猫	441	437	488	500	406
返還数		10	8 (0)	17 (1)	15 (3)	16 (4)
譲渡数		388	366 (177)	519 (235)	521 (308)	483 (386)
致死処分数		565	577 (445)	514 (383)	404 (266)	387 (247)
自然死		245	158 (115)	109 (54)	134 (90)	116 (84)
死体搬入		247	238 (108)	209 (72)	225 (82)	179 (67)

第 4 期 協議会委員の任期満了について

平成 29 年 3 月 25 日に任命された現協議会委員は、平成 31 年 3 月 24 日で任期満了となります。

【参考】

1 第 4 期協議会委員の選考方法

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体の代表、横浜市獣医師会の代表、動物取扱業関係団体の代表及び学識経験者から任命
- (2) 第 3 期協議会公募委員の再任命

2 協議会委員の任命までのスケジュール案（公募を実施する場合）

平成 31 年 1 月中旬	公募の周知、申込み開始
2 月中旬	公募の申込み締切
2～3 月	公募選考
	各団体代表、学識経験者へ横浜市から推薦、就任を依頼
3 月 25 日	委員委嘱

●人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱（抜粋）

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

●横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（委員の任命及び構成）

第4条 附属機関の委員の任命及び構成については、次に掲げる事項を満たすこととする。

- (1) 附属機関ごとに定める目的・趣旨にふさわしい人材を幅広く選任すること。
 - (2) 委員の定数は、20人以内とすること。
 - (3) 委員には本市職員を任命しないこと。
 - (4) 委員には本市市会議員を任命しないこと。
 - (5) 委員を再任する場合は、当該委員の在任期間が引き続き10年を超えないこと。
 - (6) 他の附属機関の委員の職を4以上兼ねる者を当該附属機関の委員に任命しないこと。
 - (7) 女性委員の登用については、横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱（平成24年3月28日市男女第776号。以下「女性参画推進要綱」という。）によること。
- 2 前項第1号から第6号までの規定については、別に定めがある場合は、この限りでない。

平成30年度 横浜市動物愛護管理業務計画



【横浜市動物愛護センター外観】

横浜市





動物愛護センターは、動物愛護思想や適正飼育の普及啓発を行い「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。また、本市動物行政の拠点として、18 区役所と連携しながら、市全体の施策や地域の実情に即した取組を展開していきます。

平成 30 年度の動物愛護管理業務に関する取り組みを、「平成 30 年度横浜市動物愛護管理業務計画」としてまとめました。この計画に基づいて「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進します。

目 次

1 災害時のペット対策	1
2 地域猫活動支援事業	3
3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4 猫の不妊去勢手術推進事業	6
5 マイクロチップ装着推進事業	7
6 犬、猫等の引取り・保護収容業務	8
7 収容動物の譲渡事業	9
8 狂犬病予防事業	10
9 動物取扱業登録及び監視指導	11
10 特定動物飼養保管許可及び監視指導	12
11 附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

東日本大震災や熊本地震で経験したように、大規模な災害発生時のペット対策は、危機管理上の大きな課題となっています。特に、大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点にペットと同行避難を実施することが予想され、各地域でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。横浜市防災計画「震災対策編」においても、地域防災拠点で飼い主による同行ペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ学校敷地内等にペット一時飼育場所を設定することがこの度の改訂で明文化される予定です。

こうしたことから、災害を乗り越えてペットを適切に飼育し続けることができるよう、日ごろからの備えに関する飼い主への普及啓発や、各区の地域防災拠点における災害時ペット対策の検討に関する支援を行います。また、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、動物救援体制の整備にも取り組みます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

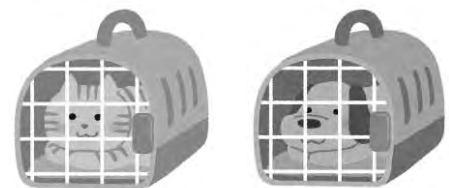
区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 地域防災拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 地域防災拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センターで使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備

<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	26年度	27年度	28年度
実施区	3区	10区	11区
実施箇所	8か所	15か所	19か所
参加人数	1,545人	3,311人	4,533人



<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	26年度	27年度	28年度
実施区	13区	15区	15区
実施回数	55回	110回	133回



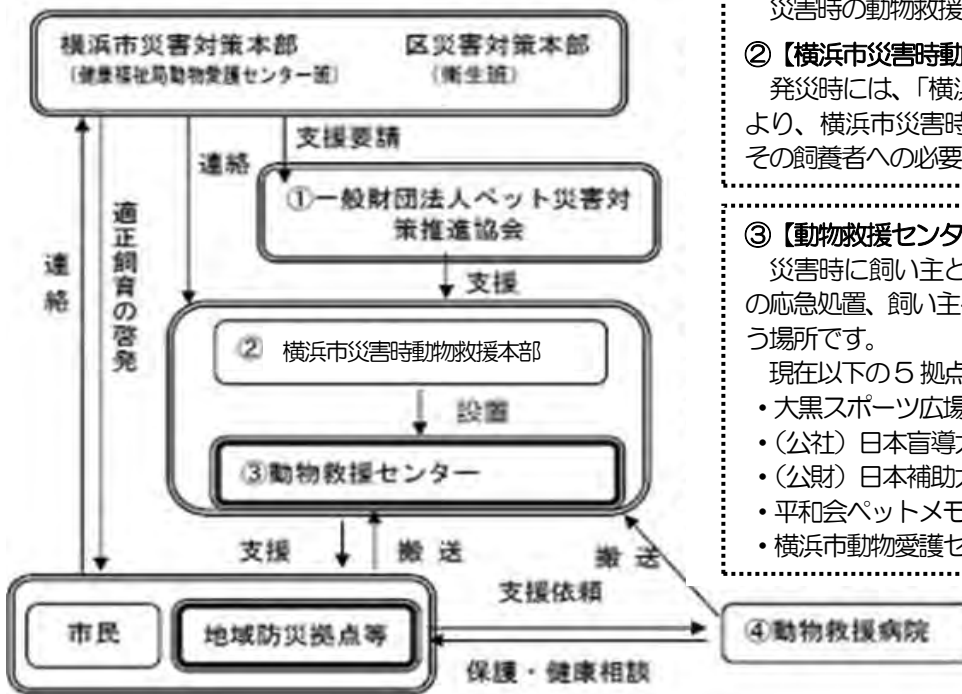
＜参考＞ 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・(公社) 横浜市獣医師会
- ・(公社) 日本動物福祉協会横浜支部
- ・(公社) 日本愛玩動物協会神奈川県支所
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・(公財) 日本補助犬協会
- ・全日本動物輸入業者協議会
- ・(公財) 神奈川県動物愛護協会
- ・(一社) 全国ペット協会
- ・その他連絡会の趣旨・目的に賛同する団体等

＜参考＞ 【動物救援体系の組織図】



- ①【(一財) ペット災害対策推進協会】
災害時の動物救援活動に対し支援を行います。
- ②【横浜市災害時動物救援本部】
発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

- ③【動物救援センター】
災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。
現在以下の5 拠点と協定を結んでいます。
- ・大黒スポーツ広場（鶴見区）
 - ・(公社) 日本盲導犬協会神奈川県訓練センター（港北区）
 - ・(公財) 日本補助犬協会（旭区）
 - ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
 - ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）

- ④【動物救援病院】
負傷したペットや地域防災拠点での同行避難が難しい場合などは、市内の動物病院が一時保護、治療などの支援を行います。
〔(公社) 横浜市獣医師会と協定締結〕

＜参考＞ 啓発リーフレット（動物愛護センター作成）



冊子「災害時のペット対策」は
本市動物愛護センターのホーム
ページからダウンロードできます。

※環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂を踏まえ、平成30年度に改訂予定です。

2 地域猫活動支援事業



◇ 目的

平成25年度に「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」を作成して地域猫活動を推奨し、行政が地域住民と猫の世話をするボランティアの架け橋となって活動支援する「横浜市地域猫モデル事業」を5年間実施してきた中で、登録モデル地域からは、飼い主のいない猫が少なくなった等の声もいただいています。

平成30年度からも、これまでの支援内容の改善を図りつつ、地域猫活動が一層拡大するように地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続けていくことで、地域の飼い主のいない猫に関わるトラブルの減少につなげていくことを推進していきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区役所～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

犬や猫の飼育マナー等に関する苦情や相談は、依然多く寄せられている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、横浜市では、人と動物が快適に暮らせる環境づくりを目指して、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進していきます。

また、イベントや講習会等を通じて動物愛護に係る普及啓発や、様々な情報発信を進めながら、動物愛護センターが、動物愛護の普及啓発の拠点として、多くの方が集い賑やかな施設となるように進めていきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

各区や動物愛護センターは、次に掲げる各事業のほか、

市民の要望、苦情等に基づく課題について、地域の特性や実情に応じた事業を企画・実施します。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

1 市民向け教室

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進するため、動物愛護センター及び各区で市民向け教室を実施します。

(1) 犬セミナー【5月、7月、10月、2月】

飼い犬のしつけ、お手入れ、医療等についての講習

場所：動物愛護センター等

(2) 猫セミナー【6月、12月、3月】

飼い猫との暮らし方、医療、地域猫等についての講習

場所：動物愛護センター等

(3) わんにゃん教室【通年】

未就学児や小学校低学年を対象とした、咬傷事故防止や動物愛護等の教室

場所：動物愛護センター、各小学校等



【猫セミナー】

(4) お散歩マナー教室【通年】

飼い主と犬が参加する実技形式の教室

場所：各区役所や公園等

2 動物愛護行事

動物愛護週間等に、動物の愛護と適正な飼育等についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター等で各事業を実施します。

(1) 動物愛護フェスタ【9月】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護事業

場所：未定

(2) 犬、猫について学ぼう（子どもアドベンチャー）【8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(3) 夏休み！自由研究対策【7、8月】

犬猫の適正飼育についての学習

場所：動物愛護センター

(4) わんにゃんミニコンサート【6月、9月、1月】

幼稚園児を対象とした動物愛護事業

場所：動物愛護センター

(5) 施設見学デー開催【10月～3月】

幼稚園児を対象とした施設見学等

場所：動物愛護センター



【動物愛護フェスタ】



【犬、猫について学ぼう
（子どもアドベンチャー）】

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		26年度	27年度	28年度
内容/件数		2,719	2,792	2,488
内 訳	野犬等保護	171	157	141
	放し飼い	117	124	76
	ふん尿	1,343	1,435	1,410
	鳴き声	245	281	221
	身体・器物の被害	85	110	103
	不適切な取扱い・虐待	49	48	73
	登録・注射に関すること	483	372	305
	その他	226	265	159

【猫】		26年度	27年度	28年度
内容/件数		3,388	3,651	3,190
内 訳	ふん尿	1,168	1,058	857
	臭気・羽毛	108	74	72
	鳴き声	65	81	66
	身体・器物の被害	105	90	71
	不適切な取扱い・虐待	77	73	76
	収容に関する相談	896	967	997
	その他	969	1,308	1,051

4 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月5日(火)

2 補助金申請受付期間

平成30年5月7日(月)～平成31年3月5日(火)

※4月手術分は5月7日(月)から6月11日(月)まで申請受付

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。(30年度補助対象頭数 5,700頭)

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績(頭数)

26年度	27年度	28年度
6,208	7,613	7,816



*本補助金申請の対象となる猫
平成28年度まで飼い猫及び飼い主のいない猫
平成29年度から飼い主のいない猫のみ

5 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月5日(火)

2 補助金申請受付期間

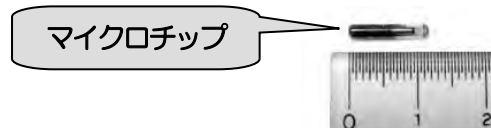
平成30年5月7日(月)～平成31年3月5日(火) (当日消印有効)

予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

動物愛護センター (窓口及び郵送)



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。(30年度の補助対象頭数は500頭)

※本補助金申請には、AIPO (Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議) への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、平成30年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績 (頭数)

	26年度	27年度	28年度
犬	139	147	140
猫	142	244	222
計	281	391	362

6 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。
保護収容した犬・猫等は、飼い主への返還や譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、保護や一時的な救急処置を（公社）横浜市獣医師会に委託しています。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び安楽死処分数等

【犬】	26年度	27年度	28年度
収容頭数	336	324	271
返還数	176	172	165
譲渡数	125	110	76
安楽死処分数	42	40	36
自然死	3	2	0
死体搬入	2	3	3

【猫】	26年度	27年度	28年度
収容頭数	1,319 (992)	1,372 (960)	1,306 (937)
返還数	8 (0)	17 (1)	15 (3)
譲渡数	366 (177)	519 (235)	521 (308)
安楽死処分数	577 (445)	514 (383)	404 (266)
自然死	158 (115)	109 (54)	134 (90)
死体搬入	238 (108)	209 (72)	225 (82)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は安楽死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢種加物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

7 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、殺処分がなくなることを目指して、飼い主への返還や個人の方への譲渡を推進します。譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

個人への譲渡のほか、譲渡登録団体や(公社)横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。個人への譲渡では、事前予約の上、個別にて同日に講習・面談・動物とのお見合いを行います。講習はペットを飼う覚悟と責任について説明し、面談では飼育環境やライフスタイル等の確認を行い、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただき、その際に動物の状態について職員が説明します。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページに掲載していきます。

<参考> 譲渡実績

動物	26年度				27年度				28年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会
犬	125	52	70	3	110	16	93	1	76	3	72	1
猫	366	92	117	157	519	107	192	220	521	90	190	241
他小動物	6	3	0	3	9	4	4	1	4	2	1	1

* 譲渡登録団体数 41団体 (平成30年2月末)

8 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性を広く市民に周知し、犬の登録等を推進します。4月には、(公社)横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録と予防接種を実施します。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託するとともに、ペットショップに犬の鑑札の交付と手数料の収納を委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での犬の登録等受付【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	26年度	27年度	28年度
登録数	182,971	180,033	178,302
注射済票交付数	131,143	136,667	133,583
接種率	71.7%	75.9%	74.9%



【注射済票】

9 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物の愛護及び管理に関する法律に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請・更新・変更・廃業の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法等を確認するため、定期監視を行います。犬猫等販売業者については、環境省通知（平成28年1月5日環自総発第1601051号）に基づき、犬猫等販売業者定期報告届出書及び犬猫等健康安全計画の提出等について、昨年度に引き続き、周知・指導等を行います。

また、動物取扱責任者について、その業務に必要な知識及び能力に関する研修を実施します。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 動物取扱業登録・更新・変更・廃業申請の受理、進達、登録等の手続き及び登録証の交付
【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 動物取扱責任者研修の実施【10月～2月】
- 4 犬猫等販売業者定期報告届出書の受理、進達【4月～5月】

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
26年度	1,169	387	857	36	177	36	2	1,495	396	127
27年度	1,239	400	910	41	185	41	3	1,580	336	113
28年度	1,261	389	939	45	195	51	6	1,625	654	215

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況（平成29年3月31日現在）

届出施設数	業種別届出数					届出数計
	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
23	17	7	3	2	4	33

10 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

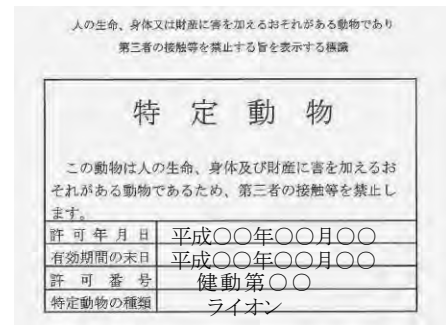
人の生命、身体または財産に害を加える恐れがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視を実施します。

◇ 実施期間

平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)

◇ 実施事業所

動物愛護センター



【飼養又は保管の許可関係標識】

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について (平成29年3月31日現在)

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	5	105 (0)*	8	59 (7)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	7 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数		
施設数等	3	6 (1)	7	14 (4)	9	18 (6)	4	11 (1)	23		231 (19)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。
頭数の()は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 13 人の委員で構成

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

横浜市動物適正飼育推進員 68 人（平成 30 年 2 月末）

◇ 動物関係団体や市民ボランティアとの協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、動物関係団体や市民ボランティアとの連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

1 市民ボランティア登録数 58 人（平成 30 年 2 月末）

2 譲渡登録団体数 41 団体（平成 30 年 2 月末）

◇ 国・他都市等との連携

動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

1 全国動物管理関係事業所協議会

2 神奈川県動物愛護管理推進協議会

3 関東甲信越静地区狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議

4 狂犬病予防業務担当者会議（厚生労働省主催）

5 都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理行政主管課長会議

6 神奈川県・保健所設置市動物愛護管理業務担当者会議

7 神奈川県・保健所設置市狂犬病予防業務担当者会議